

「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、竹原市人口ビジョンの「目指すべき将来の方向性」を踏まえ、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

市では、「ひとの創生」を中心に取組んでいくとともに、「ひとの創生」を支える観点から「しごとの創生」、「まちの創生」についても取組を進め、それらの好循環を生み出し、全ての世代が住みよさを実感し、「住みたい」、「住み続けたい」と思える環境づくりを推進していきます。

ひとの創生

基本目標

転出超過数

250人 (H26) → 125人 (H31)

具体的施策

- ①結婚、妊娠、子育てに関する切れ目のない支援
 - ・妊娠・出産、子育てに関するワンストップ相談体制の充実
 - ・病児保育環境の整備検討
 - ・結婚生活及び子育て環境の充実のための住環境等の整備
- ②学校教育の充実
 - ・児童の主体的な学びの促進
 - ・グローバル社会に対応したコミュニケーション能力の育成
 - ・ふるさと教育の推進
 - ・地元の公立学校の魅力向上のための仕組みづくり
- ③観光の振興
 - ・地域観光資源の保全と活用
 - ・広域観光ルートづくりの推進
 - ・外国人を含む観光客の受入環境の整備や体験メニュー型の商品開発
- ④情報発信力の強化
 - ・市内外への積極的な情報発信及び効果的な手法の検討
 - ・各種メディアとのネットワークづくりの検討

しごとの創生

基本目標

新規就業者数（新規創業者含む）

- (H26) → 155人 (H31)

認定農業者

6人 (H26) → 10人 (H31)

具体的施策

- ①産業の担い手の確保と雇用の場の拡充
 - ・関係機関と連携した創業支援の促進、雇用のミスマッチの解消
 - ・市内の遊休地を活用した企業誘致活動の推進
- ②農林水産業の振興
 - ・販売力向上のための取組の推進
 - ・耕作放棄地等の遊休農地の有効活用
 - ・魅力ある特産品づくりや6次産業化
- ③商工業の振興
 - ・中小企業に対する相談体制の強化や経営指導、資金調達支援
 - ・商店街が行う空き店舗対策等への支援
 - ・積極的な企業誘致活動（再掲）

まちの創生

基本目標

市民アンケートによる本市に「住みたい」「住み続けたい」と思う

市民の割合

- (H26) → 70%以上 (H31)

具体的施策

- ①住環境の充実と土地活用方策の検討
 - ・利用可能な空き家の把握、再生、活用等
 - ・結婚生活及び子育て環境の充実のための住環境等の整備（再掲）
- ②コンパクトな市街地整備の推進
 - ・良好な市街地環境の創出及び公共交通体系の検討
- ③広域的な交流・連携の推進
 - ・連携中枢都市圏制度への参画及び近隣市町との連携施策の実施
- ④安心していきいきと暮らせる環境の構築
 - ・地域全体で支えていくことができる環境づくり
 - ・介護予防の促進
 - ・障害者の生活の質の向上
 - ・適切な医療サービスや安心できる休日・夜間の診療体制の充実

※「竹原市人口ビジョン」及び「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本編は、市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takehara.lg.jp/kikaku/machihiotoshigotosouseisougousenryaku/souseisenryaku.html>

「竹原市人口ビジョン」・ 「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました

市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市における人口の現状と将来の展望をまとめた「竹原市人口ビジョン」と、今後5か年の目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

竹原市人口ビジョンの概要

策定の目的

- 本市における人口の現状を分析し、市民の人口に関する共通認識を図る。
- 現状分析の結果から、「今後目指すべき将来の方向」と「人口の将来展望」を提示する。

本市の人口動向等の分析結果の概要

- 全国・県・近隣市町と比較して、少子高齢化が進行
- 男女ともに10歳代後半から20歳代前半で大幅な転出超過
- 転入前・転出後居住地については、東広島市、広島市、三原市との関係が強い
- 未婚率（15～64歳）について、一部の年齢層を除き、未婚率が増加
- 男女別産業別就業人口数をみると、男性は「医療・福祉」、女性は「宿泊業・飲食サービス業」を除くすべての産業で産業人口が減少

本市の人口動向等の分析結果から、本市の人口減少問題に対応するために目指すべき将来の方向性を次のとおりとしました。

目指すべき将来の方向性

- 若い世代が住み続けたいと思える環境の整備
 - ・子育てを中心的に担う世代の転入者を増やす取組み 等
- 魅力ある就業の場の確保と安定した雇用の創出
 - ・安定した雇用の創出
 - ・若者が本市で働ける環境づくり
- 生涯を通じての健康づくりと安心して暮らせる生活基盤の確保
 - ・いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくり

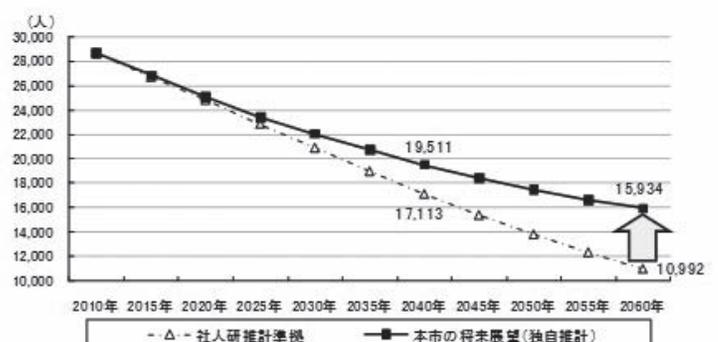
上記の方向性に基づき、様々な施策を展開し、出生率の向上や転出超過の抑制を図ることにより、平成72（2060）年の人口を以下のように展望しました。

人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、持続可能な自治体となるよう、平成72（2060）年に16,000人の人口規模を維持するとともに、人口構造の若返りをめざす。

「まち・ひと・しごと創生」とは？

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環を断ち切り、「しごと」と「ひと」の好循環を確立して「まち」に活力を取り戻すこと。つまり、人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会を維持することを目指す取組のことです。

本市の「まち・ひと・しごと創生」は、人口減少の克服と、人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを併せて行うことにより、将来にわたって持続可能な地域社会を形成することを目指します。



マイナンバー（社会保障・税番号制度）のお知らせ

通知カードは届きましたか？

11月中旬より、竹原市でもマイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードが、世帯ごとに世帯主宛に簡易書留で送付されています。

まだ通知カードが届いていない人は、市役所にお問い合わせください。

中を確認してみましょう

通知カードが届いている人は、次の物がきちんと入っているか、封筒の中を確認してみましょう。

①通知カード及び個人番号カード交付申請書



- ②マイナンバー説明パンフレット
- ③個人番号カード交付申請書の送付用封筒

※マイナンバーは一生使うものです。通知カードは大切に保管してください。

通知カードと個人番号カード

通知カードは、住民票を有する全ての方に1人1枚作成され簡易書留で送付されます。

個人番号カードは、申請により平成28年1月以降、通知カードと引き換えに市役所窓口で交付されます。

「通知カード」と「個人番号カード」の大きな違いは、身分証明書として使えるかどうかです。

「個人番号カード」には本人の顔写真が入るため、運転免許証等と同様に身分証明書として使えます。「通知カード」は、マイナンバーを求められた際、他に身分を証明する物が必要となります。

※個人番号カードの初回発行手数料は、当面の間、無料となっています。

▼個人番号カード（表）



▼個人番号カード（裏）



個人番号カードの申請方法

- ①通知カードの下に「個人番号カード交付申請書」を切り離します。

- ②説明パンフレットに書いてある「顔写真のチェックポイント」を参考に顔写真を用意して、指定の場所に貼付、電話番号及び申請日を記入し、署名または記名押印をします。

- ③同封された「送付用封筒」に切り離れた申請書を入れて封をし、郵便ポストに投函すれば申請完了です。

※郵送以外にも、パソコンやスマートフォン等からの申請もできます。

交付通知書

個人番号カードの交付準備が出来ると、郵送で交付場所等が記載された「交付通知書」というハガキを送ります。

交付通知書は平成28年1月以降、順次発送する予定ですが、多くの人が一度に申請された場合、発送までに時間がかかることが予想されます。ご理解のほどお願いします。

交付通知書が届いたら...

まずは交付通知書に書かれている内容を確認し、市役所窓口へ個人番号カードを受け取りにお越しください。受け取り方法等、詳しくは広報たけはら1月号でご案内します。

通知カードを紛失した時は

市民健康課までご連絡ください。一定の手続きをすれば通知カードの再発行ができます。また個人番号カードの交付申請をすることも可能です。

問い合わせ

市民健康課市民係
☎ 22-2278



マイナンバー総合フリーダイヤル

【日本語窓口】

☎ 0120-95-0178

【外国語窓口】

制度に関すること ☎ 0120-0178-26

通知カード・個人番号カードに関すること ☎ 0120-0178-27

受付時間

平日 9時30分～22時

土・日・祝日 9時30分～17時30分

最新情報は、内閣官房ホームページでチェック！

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

マイナンバー制度を悪用した不審電話に注意！

マイナンバー制度を悪用し、「手続が面倒になるので、振込先の口座番号を教えてください」「制度に伴い、個人情報調査している」などの不審電話が全国で起こっています。

○国や市などが口座番号や所得・年金・保険の情報などを聞くことはありません。また、ATMの操作をお願いすることはありません。

不審な電話があった場合は、家族や周囲の人、警察に相談しましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係

☎ 22-2279

竹原警察署

☎ 22-0110



住民基本台帳カードの電子証明書を 利用しているみなさんへ ～有効期間にご注意ください～

住民基本台帳カードについては、平成27年12月末で交付が終了します。

平成28年1月から個人番号カードの交付及び新たな公的個人認証サービスの電子証明書の発行(初回の交付・発行手数料はいずれも無料)が開始されます。

これに伴い、12月23日以降は住民基本台帳カードに搭載される電子証明書(発行の日から起算して3年間有効)の新規発行及び更新ができなくなります。

また、確定申告を行えるよう、個人番号カードの交付申請を行っていても、制度開始当初は交付申請が集中するため、確定申告期間中に、個人番号カードの交付が受けられない可能性もあります。電子証明書の有効期間が平成28年2月までの人は特に注意が必要です。

現行の住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する人は、12月22日(火)までに、市役所本庁窓口(市民健康課市民係)で手続きをしてください。

問い合わせ 市民健康課市民係 ☎ 22-7734

休日納税相談窓口を開設します

何らかの事情で納税が難しい場合は、相談を受け付けますのでご利用ください。

日時 12月20日(日) 9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間 平日の20時まで(要相談)

場所 税務課(本庁1階)

問い合わせ 税務課 ☎ 22-7732

感染性胃腸炎警報発令中

次の事に注意して、ノロウイルスやロタウイルスなどによる感染症を予防しましょう。

★手洗いが最も有効です。トイレの後、オムツ交換後、調理の前、食事の前には、石けんで手指をしっかりと洗い、清潔なタオルで拭く。

★食品は、中心までしっかりと加熱する。野菜や果物などは、十分に洗う。

問い合わせ 保健センター

☎ 22-7157

国税に関するマイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)について

国税手続について

申告書等に個人番号・法人番号を記載していただく必要があります。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	(平成28年分の場合)平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合)平成29年2月28日まで
法定調書(※)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(平成28年分給与所得の源泉徴収票の場合)平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

※法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

●国税に関するマイナンバー制度の最新情報は国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485

おめでとうございます

秋の褒章・叙勲 受章者

11月3日、秋の褒章・叙勲受章者が発表されました。

中河道春さんは、瑞宝小綬章を受章されました。中河さんは、海上自衛隊員として34年間、日本周辺海域の警戒監視活動や災害派遣活動など海上防衛の任務に従事されたことが評価されました。



中河 道春さん
(忠海床浦三丁目)

竹鶴壽夫さんは、黄綬褒章を受章されました。竹鶴さんは、竹鶴酒造の社長、会長や竹原酒造組合の理事長を歴任するなど、長年、酒造業の発展に尽力してこられたことが評価されました。



竹鶴 壽夫さん
(本町三丁目)

種子島時洋さんは、瑞宝双光章を受章されました。種子島さんは、警察官として約40年間、主に刑事・防犯部門を担当し、薬物事案の捜査、取り締まり等の活動に従事されたことが評価されました。



種子島 時洋さん
(高崎町)

高橋宏司さんは、旭日双光章を受章されました。高橋さんは、歯科医師として約45年間、竹原市歯科医師会会長として5年間、地域歯科医療の充実・発展に尽力してこられたことが評価されました。



高橋 宏司さん
(中央三丁目)

山口豊樹さんは、瑞宝単光章を受章されました。山口さんは、消防職員として約40年間、消防活動を通して火災や災害への対応等、人命救助等の活動に従事されたことが評価されました。



山口 豊樹さん
(新庄町)

国税庁長官表彰

10月21日、東京都港区の三田共用会議所で、創建ホーム社長の山本静司さんが国税庁長官納税表彰を受章されました。竹原間税会会長を務めるなど、団体の活動を通して納税道義を高めることに貢献したことが評価されました。



山本 静司さん
(西野町)

第63回竹原市総合文化祭 市美術展入賞者

文化の秋、総合文化祭が市内の各会場で開催されました。たけはら美術館で開かれた市美展も、多くの来場者でにぎわいました。

入賞者は次のとおりです。(敬称略・順不同)

市長賞

若木 秀美 (工芸)

議長賞

松浦 義則 (写真)

教育委員会賞

元久保 紀志子 (絵画)、
藻塩 芳昭 (書)



▲【市長賞】若木秀美さん

文化団体連盟賞

田中 澄子 (絵画)、上垣 幸江 (書)、
加島 武 (写真)、大機 伸悟 (工芸)

美術協会賞

神田 道子 (絵画)、大隅 建夫 (写真)、
高野 信行 (工芸)

奨励賞

長岡 京子 (絵画)、河野 杉男 (絵画)、
河田 茂子 (書)、生信 守之 (写真)、
田原 知恵子 (写真)、吉木 有為子 (写真)、
土居 武 (工芸)

問い合わせ たけはら美術館 ☎ 22-3558

申請手続きはお済みですか？「臨時福祉給付金」

消費税率の引上げに際し、所得の低い人への影響を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給しています。支給要件に該当する人は、期限までに申請手続きをお願いします。

※申請期限は平成 28 年 1 月 29 日（金）までです。

●支給要件

平成 27 年度の住民税が課税されていない人が対象です。

※ただし、以下の場合は除きます。

- ご自身を扶養している人が課税されている場合
- 生活保護の受給者である場合 など

※子育て世帯臨時特例給付金（対象児童 1 人につき 3,000 円）の支給対象となる人も、上記要件を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。

●支給額 1 人につき 6,000 円

●申請方法

申請先 福祉課福祉総務係（竹原福祉会館内）

申請期限 平成 28 年 1 月 29 日（金）

※郵送の場合、当日消印有効

提出書類 申請書、添付書類（本人確認書類（免許証、保険証等の写し）、指定した振込先口座が確認できる書類 など）

●注意事項

原則として、平成 27 年 1 月 1 日時点で竹原市に住民票がない人の申請は受け付けられません。

平成 27 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から竹原市に住民票を移された人で、支給要件に該当する場合は、住民票を移す前の市区町村から支給されることとなりますので、詳しくは住民票を移す前の市区町村へお問い合わせください。

対象となると思われる世帯へは、市から申請書を直接郵送しています。

支給要件に該当すると思われる人で、まだ申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉課福祉総務係
☎ 22-7742



たけはら美術館特別展 「没後 50 年池田勇人展—日本を変えた男—」 12 月 23 日（水）まで（会期中無休）

第 58～60 代内閣総理大臣池田勇人の没後 50 年の節目にその人生や功績を紹介する展示を行っています。



▲池田勇人（左）と吉田茂（右）

「今日の繁栄は池田君に負うことが多かった。」という言葉を残した吉田茂をはじめとした盟友達の品々も展示しています。ぜひご来館ください。

開館時間 9時から17時（入場は16時30分）

入館料 一般500（400）円、高大生300（240）円、中学生以下・75歳以上無料

※（ ）内は20名以上の団体料金、J A F 会員料金

問い合わせ たけはら美術館 ☎ 22-3558

宝くじ助成金で 防災用備品を整備しました！

宝くじ助成金を受け、災害時等での非常用電源として、各地域で使用する簡易型発電機を整備しました。

※宝くじ助成事業は、宝くじの普及広報を目的として行われているもので、宝くじの収入を財源としています。



▲簡易型発電機（18台購入）

問い合わせ

総務課行政係 ☎ 22-7719